いきいき職場づくり支援補助金

いきいき職場づくり支援補助金の活用例

人づくり支援補助金（一般枠）

対象事例

従業員のキャリア形成・人材育成を目的とした取組

こんなことに活用できます

- ☑人材育成計画に基づき、従業員のキャリア形成や人材育成を行うための研修を実施　等
  - ●職種別研修・技術力向上
  - ●技能継承　●専門スキル習得　等

就労環境改善支援補助金（一般枠）

対象事例

職場内のコミュニケーションの活性化や従業員のモチベーションの向上、労働能率の向上・業務負担の軽減の取組

こんなことに活用できます

- ☑従業員の満足度調査の実施
- ☑人事評価制度の構築・運用
- ☑テレワーク導入のための制度・環境を整備
- ☑勤怠管理システムやグループウェアの導入、ペーパーレス化などの業務効率化
- ☑POSレジシステム・セルフオーダーシステム導入による業務効率化　等
- ☑労働能率向上や5S推進をコンサルタントに依頼・研修を実施
- ☑社内ルールや福利厚生をまとめた冊子等を作成
- ☑作業動線の効率化などの環境整備を実施

賃金アップ支援枠

対象事例

最低賃金を引上げ、職場内のコミュニケーションの活性化や従業員のモチベーションの向上、労働能率の向上・業務負担の軽減の取組

VOICE

支援補助金をご利用いただいた事業者の方々の声を紹介します。

外部から講師を招聘し、職場内で業務に関する知識や技術を学ぶ研修を実施し、職員のスキルが向上した！
■医療業／O歯科

障がい者の雇用創出を目的として、職場内をバリアフリー化し、自立支援型の就労環境を整備した！
■電気・通信業／A社

テレワークを導入するためのソフト等を導入し、職場以外でも仕事ができる環境を整備し、職員の多様な働き方を実現した！
■建設業／S社

5S推進のための研修を実施し、労働能率の向上・業務負担が軽減した！
■食品製造業／E社

セルフオーダーシステムの導入により、業務の省力化につながり、時間外勤務の縮減・人手不足も解消した！
■飲食業／A社

随時受付中！

補助要件等

		一　般　枠		賃金アップ支援枠
		人づくり支援補助金	就労環境改善補助金	
補助対象者		県内中小企業等		
補助要件		「しまねいきいき職場宣言」宣言企業		
		過去３年度間又は申請年度に新規採用実績があること、 もしくは１年以内に新規採用の見込みがあること		事業所内最低賃金が1,000円以下で、その最低賃金を33円以上引き上げること ※「業務改善助成金（厚生労働省）」の助成対象外であることが前提 ※賃金の引上げは、Ｒ４.4.1まで溯り可
補助上限額		80万円		120万円
補助率	ソフト	１／２	１／２	２／３
	ハード	－	１／３	１／２
利用回数		1回のみ	1回のみ	2回以上可 (過去、「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金」や「いきいき職場づくり支援補助金」をt利用した場合も利用可)
補助対象経費		（従業員のキャリア形成、計画的な人材育成に要する研修経費等を補助） ●ソフト事業のみ 講師の謝金・旅費（OJTの派遣料含む）、会場使用料、教材費、研修参加費	（コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、労働能率の向上や業務負担の軽減に資する取組の経費を補助） ●ソフト事業 謝金・委託料、消耗品費、印刷製本費 ●ハード事業 設備・機器、ソフトウェア等の導入・更新費	（コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、労働能率の向上や業務負担の軽減に資する取組の経費を補助） ●ソフト事業 謝金・委託料、消耗品費、印刷製本費 ●ハード事業 設備・機器、ソフトウェア等の導入・更新費

「しまねいきいき職場宣言」とは…

- しまね働き方改革宣言（※）に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度
- 宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県HPに掲載して周知
- 宣言企業は、**いきいき職場づくり支援補助金**、**採用ブランディング支援補助金**を活用可能（別途要件あり）

（※）しまね働き方改革宣言

H29に県・労働局・経済団体等からなる働き方改革推進会議で採択

1．ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！

～ 人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう ～

2．「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！

～ 子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう ～

3．みんな元気に生涯現役！

～ 多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう ～

4．誰もがいきいき活躍できる職場に！

～ 誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう ～

5．職場に実情を語り合う場をつくろう！

～ 働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう ～

受付期間・補助対象期間

〇一般枠

（受付期間）R5.4.1～R6.1.31　　（補助対象期間）交付決定日～R6.2.28

〇賃金アップ支援枠

（受付期間）　R4.12.16～R6.1.15　（補助対象期間）交付決定日～R6.2.14

お問合せ先

〇 いきいき職場づくり支援補助金の申請・問合せ

一般社団法人 島根県経営者協会

【一般枠】☎ 0852-61-8355 ✉ ikiikishokubadukuri@shimanekeikyo.com

HP：https://shimanekeikyo.com/fpage-68.htm

【賃金アップ支援枠】☎ 0852-27-5805 ✉ ikiikishokubadukuri3@shimanekeikyo.com

HP：https://shimanekeikyo.com/fpage-72.htm

〇 しまねいきいき職場宣言の申請、事業全般に関すること

島根県商工労働部雇用政策課

【しまねいきいき職場宣言の申請】☎ 0852-22-6562

【しまねいきいき職場づくり支援補助金事業全般】☎ 0852-22-5305

✉ tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

HP： https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/